

遠軽町告示第66号

特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請について

次の工事について、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）を活用した指名競争入札を執行するので、遠軽町建設工事共同企業体運用基準（平成27年遠軽町訓令第1号。以下「運用基準」という。）に基づき、特定企業体の入札参加資格審査申請について公示する。

平成29年10月10日

遠軽町長 佐々木 修 一

1 対象工事

- (1) 工事名 平成29年度 いこいの森整備工事（繰越）
- (2) 工事場所 紋別郡遠軽町丸瀬布上武利
- (3) 工期 契約後（12月上旬）から平成30年10月20日
- (4) 工事概要 各種遊具施設、園路、護岸等整備一式
- (5) 概算工事費 238,000千円

2 資格審査

- (1) 受付期間 平成29年10月10日から平成29年10月23日まで
（土曜日、日曜日及び休日を除くものとする。）
- (2) 受付時間 午前8時45分から午後5時30分まで
- (3) 受付場所 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
遠軽町役場総務部情報管財課
- (4) 提出方法 持参提出とする。

3 特定企業体の要件

特定企業体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 構成員の数は、2社又は3社とする。
- (2) すべての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。（構成員の最小出資比率は、2社の場合は30%、3社の場合は20%とする。）
- (3) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (4) 運用基準4-（4）の規定により算出した土木工事の総合評定数値が860点以上であること。

4 構成員の要件

すべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 平成29・30年度遠軽町競争入札参加資格者名簿において土木工事の資格を

有しており、かつ、当該資格に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けてから4年以上の単体企業であること。

- (2) 遠軽町競争入札参加者指名停止事務処理要領（平成17年遠軽町告示第14号）第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 遠軽町の契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成25年遠軽町告示第11号）第3条の規定による競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 平成29・30年度遠軽町競争入札参加資格者名簿において、土木工事のA等級又はB等級に格付けされていること。
- (5) 遠軽町内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。
- (6) 発注工事に対応する許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (7) 発注工事に係る設計業務の受託者ではないこと又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

設計業務の受託者：株式会社 シビテック（札幌市）

- (8) この入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (9) 他の特定企業体の構成員として、この入札に参加する者でないこと。

5 代表者の要件

代表者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 出資比率が構成員中最大であること（同率は認めない。）。
- (2) 平成29・30年度遠軽町競争入札参加資格者名簿の土木工事の格付等級が構成員中最高であること。

6 提出書類

資格審査申請に際しては、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲）
- (3) 委任状（代表者への他構成員の委任）

※ 様式は、北海道の様式に準ずるものとする。

7 その他

- (1) 特定企業体と単体企業の混合入札を予定する。
- (2) 契約を締結した場合は、共同企業体編成表を提出すること。